

2025年度 事業計画書 健生ナーサリー

はじめに 2025年度の事業計画の策定にあたり、2024年年度の評価反省を踏まえて、保育所保育指針に基づき、安心・安全な、より良い保育を提供してまいります。

第1章 事業者

事業者名称	有限会社 健生メディカルコーポレーション
主たる事務所の所在地	名古屋市緑区神沢三丁目 303 番地の 1
法人種別	有限会社
代表者氏名	代表取締役 竹中敬一郎
電話番号	052-878-6621

第2章 ご利用施設

施設の種別	企業主導型保育事業
施設の名称	健生ナーサリー
施設の所在地	名古屋市緑区神沢二丁目 1409 番地
施設管理者	竹中敬一郎
保育責任者（副主任保育士）	高木暁子
連絡先	電話 052-878-9231 FAX 052-680-9081

第3章 事業の目的・運営方針

健生ナーサリー（以下、「当事業所」という。）は、児童福祉法（22年法律第164号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）、企業主導型保育事業（企業主導型保育事業助成要領、企業主導型保育事業費補助金実施要綱）、名古屋市の認可外保育施設立入調査等実施要綱等の規定・理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

【保育理念】

- (1) 健やかな発達と健康
- (2) 教育(幼児教育)
- (3) 身辺自立(ルール・マナー・社会性)

時代や社会環境がどのように変わろうとも今も昔も変わらず、この3つは子どもの成長において核をなす大切な要素となっています。園生活において、子どもたちとの関わりの中で、この3つの理念を中心に集団生活の中で場面々で適切にわかりやすく丁寧に繰り返し指導し地道な育成に取り組んでいきます。

第4章 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	492.91 m ²
	屋外遊戯場	95.22 m ²
園舎	構造	木造2階建1階部分
	延べ面積	100 m ²
		保育スペース：57.43 m ² （乳児室15 m ² 、ほふくスペース25 m ² 、保育室17.43 m ² ） ※各保育スペースは、実利用年齢数に応じてスペースをレイアウト変更いたします。

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	(0歳児、1歳児)
ほふく室	1室	(0歳児、1歳児)
保育室	1室	2歳児クラス 3歳児・4歳児・5歳児クラス（3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスの異年齢保育）
遊戯室	0室	保育スペースを代用
調理室	1室	専用
保健室	1室	病児室（体調不良児対応型）
職員室	1室	
園児用トイレ	1室	便座2、男子用1
木浴室（UB）	1室	

第5章 利用定員

認定区分		利用定員（19名）異年齢保育
2号認定子ども（3歳児～）		5人
3号認定子ども （0歳児～2歳児）	満1歳以上	11人
	満1歳未満	8人

※ 地域枠の受け入れは定員の50%以内。ただし、保留通知・不承諾通知のある場合は50%を超えて受け入れることも可能。

※ 保育の需要を鑑み利用定員12名の範囲で受入年齢の定員数を変更する場合があります。

（例：満1歳未満児2名→5名へ変更、満1歳児以上10名→7名へ変更）

※ 非正規労働者受入枠2名（受入推進枠）

※ 諸事情により定員数の変更を行なう場合がある

第6章 職員の配置状況

当園では、「児童福祉法」、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」、「企業主導型保育事業各種要項」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

1) 国基準の保育従事者

ア 乳児 おおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人

エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

* 上記の区分に応じた数の合計に「1」を加えた数以上の保育従事者を配置することが必要です。
(最低2人配置)

(2) 本園の定員19名に必要な保育職員数（常勤換算）

保育職員4名+予備保育職員1名=5名の保育職員（半数以上は保育士）

※実利用児童数に対して必要人員を配置する。※障害児保育の場合も必要な人員を配置する

(3) 本園の登録職員数は下記のとおり。*保育職員は毎月の実利用児童数に応じて職員配置を行う。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
施設管理者	1		1	法人（健生メディカルコーポレーション）
保育責任者（副主任保育士）	1	1		保育責任者（副主任保育士）・保育士兼務
保育士（保育責任者含む）	8	3	5	保育責任者兼務1名
保育従事者（子育て支援員）	2	1	1	受講済みの者
保育補助者雇上強化加算職員	1	1		受講済みの者
保育補助（子育て支援員）	1	1		受講済みの者
調理員	1		1	
管理栄養士	1		1	健生保育園からの支援
連携推進加算職員	1	1		非常勤2名で常勤換算1名も可
看護師（病児保育）	1	1		病児保育専任・常駐

※ その他、園児数により必要に応じて職員を配置しております。

※ 園児の人数により保育職員の配置を行う。

第7章 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
施設長	7:30～18:30	シフト勤務
保育責任者	8:00～17:00	シフト勤務
保育士 (保育責任者含)	早番 7:30～16:30 日勤 8:00～17:00 遅番1 8:30～17:30 遅番2 8:30～17:30 遅番3 9:00～18:00 遅番4 9:30～18:30 遅番5 10:00～19:00 遅番6 10:30～19:30	*ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
連携加算職員	8:00～17:00	
調理員	8:00～17:00	*勤務時間内でのローテーションにより、勤務日及び勤務時間帯は異なります。
管理栄養士		
法人担当役員（主）	18:30～19:00	管理業務等
法人担当役員（副）	不定期	管理業務等補佐

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8章 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3号	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	
開 所 時 間 (延長保育)	2・3号	平日	7:30 ～ 18:30 (～19:30)
		土曜日	7:30 ～ 18:30 (～19:30)
		日曜日・祝日 年末年始	休園日
		コア時間	8:00～ 16:00

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

第9章 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

【目指している卒園時点での園児の姿】

- ① 発達に応じた心身の成長と基礎体力。
- ② 基本的な学ぶ姿勢（傾聴力・注視力・理解力・判断力・意思表示力・行動力）を身につける力。
- ③ 周囲のお友だちや周囲の人と協調し物事に共同的に取り組むことが出来る力。
- ④ 常に思いやりと優しさと忍耐力を持って自主的に行動がとれる力。
- ⑤ グループ（4～6人）内での円滑なコミュニケーションをとれる力。

(1) 当事業所の保育理念

私たちは、長らく児童福祉事業（児童発達支援等）に携わってきました。現在、企業主導型保育事業（健生ナーサリー、健生キッズベア）児童福祉事業の児童発達支援士業・放課後等デイサービス（名古屋市指定）健生児童デイサービス（名古屋市指定）、国家資者である言語聴覚士・公認心理師による「ことばの相談室」を運営し、こども一人ひとりの成長と自立に向けて保育サービス（保育・幼児教育）、日常生活動作や集団適応性を養う訓練や指導支援を行う（児童発達支援・放課後等デイサービス事業）を実施しております。子どもとのかかわり、こどもの発達を支援していく中で確信をもって言える事が1つあります。それは、「どのような子どもでも一人の人間としてハンディの有る無しに関わらず等しく成長し、やがて自立して行く」という事です。

こどもの成長と自立には育児や育成などの子育ての環境が大きな影響を与えることは言うまでもありません。子育てに必要なことは幾つもありますが、当園が最も大切な要素として重要視している下記の保育方針と保育目標となります。

(2) 当事業所の保育方針・保育目標

健生ナーサリー（以下、「当事業所」という。）は、児童福祉法（平成22年法律第164号）及びなごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号、令和2年4月1日改定）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とし保育指針に沿って、乳幼児の健やかな発達と成長を目標に、各個人の成長に合わせて各指導を丁寧にわかりやすく実施し、日々の成長を見守り健康的に健やかに育てる温かみのあるアットホームな保育環境を提供いたします。また法人所属の言語聴覚士・公認心理士の資格を持つ保育士による発達支援なども他園にない特徴です。

【 保育目標 】

- ① 健やかな発達と健康に関する保育目標
各年齢に応じた遊びや運動・レクリエーション等の活動を通して心身の健やかな発達を促します。
- ② 教育（幼児教育）に関する保育目標
0歳～2歳（3歳未満）から詰め込みではなく家庭的な保育環境の中で、ことば（国語）、かず（数字＝算数）、知恵（知識）の基本となる要素を園生活の中で楽しく学んでいきます。働きかけという言い方が、より適切かと思えます。保育環境・保育職員による保育自体がすべての学びに繋がり、「見て・聞いて・感じて・行動する」すべてが乳幼児期のお子様の学びとなります
- ③ 身辺自立（ルール・マナー・社会性）に関する保育目標
一人一人に、わかりやすく・丁寧に・くりかえし」伝え教えていくことでできる事を増やし次のステップへの準備を行っていきます。

(3) 当事業所の保育の内容に関する全体計画(年齢別育成)

児童の心身の発達状況に対応した健全な発育・発達を踏まえて、発達期区分ごとの育成上の主な留意事項を踏まえて園児の育成を行います。

- 0歳児 * ひとり一人の生理的及び心理的な欲求に応え、愛情を込めた応答的関わりにより、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を念頭に健康で健やかな発達を愛護的な保育環境で促します。安全面では特に乳幼児突然死症候群（SIDS）の管理体制、アレルギーに配慮しミルクから離乳食へのスムーズな移行、言語発達や歩行など心身の発達を注視しきめ細かな対応および保護者への育児アドバイス等支援を行います。
- 1歳児 * 生活空間の広がりとともに自我が芽生える時期であり、自発性を高めるよう応答的に関わるとともに、歩行の確立により、盛んになる探索活動が、ひとり一人十分できるような保育環境を提供します。上記を踏まえて、小集団での環境を生かし、ひとり一人の個性を認め健康的で心身の健やかな成長を促すことができるように、安全・健康・幼児教育・保育にて基本的な言語・歩行・身辺自立・学び（教育）・社会性・集団適応性をしっかりと養えるように丁寧に指導してまいります連携保育園や地域などの社会資源を活用し交流や合同レクリエーション、園外活動等で学び成長につなげるように定期的な大集団の場も取り入れます。大集団で学ぶこと、小集団で学ぶこと、こども達は、様々な環境の中で互いに学びながら様々な体験を通し切磋琢磨しながら1つ1つ自立に向けて学習力・生活力を養って行きます。ハンディのある子は自分より出来るこどもの行動・姿勢・教えを、見・聞・感じ・関わりながら指導者のきめ細かな指導により多くを学んでいきます。また、ハンディの無い子も同じ学び舎の中で個性を認め合い生活を共にし、いたわりの気持ちを持ち助け合う事の意味を学び、人間性を豊かに育みながら大きく成長して行くのではないかと考えます。
- 保育士・保育職員側もこども達とのかかわりのなかで自分の内面や姿勢を振り返り反省や新たな発見を見出し指導者としてだけでなく人間として成長して行きます。このように園全体が皆で成長していく保育環境を家族的にできるのが少人数の長所と考えております。
- 2歳児 * 生活に必要な行動が徐々にできるようになるとともに、自我が育つ時期であり、一人一人の気持ちを受け止め、援助しながら、模倣やごっこ遊びの中で支援者が仲立ちすることにより、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験していきます。
- 3歳児 * 遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であり、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させるように適切に援助していきます。
- 4歳児 * 自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期です。このような心の動きを十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むよう努めていきます。
- 5歳児 * 自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期ですので、児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持ち、児童の発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助します。

(4) その他

園外活動 * 園外での活動を通じて楽しくルール・マナー・集団行動等を学び社会性を身につける機会にいたします。また、地域の子供たちとの交流等を図り人のかかわりの中で成長できると考えております。

(5) デイリープログラム（一日の流れ）

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
7:30	開園 登園受入れ（検温・視診）	7:30	開園 登園受入れ（検温・視診）
8:00	コアタイム開始 自由遊び	8:00	コアタイム開始 自由遊び
9:00	朝の会 おやつ	9:00	朝の会 おやつ
9:30	学び、運動（園庭・室内遊び・散歩）	9:30	学び、室内遊び、散歩
11:00	給食準備、給食、お片づけ	11:00	給食準備、給食、お片づけ
12:00	午睡準備 午睡	12:00	午睡準備 午睡
14:00	起床 トイレ	14:00	起床 トイレ
15:00	おやつ	15:00	おやつ
15:30	帰りの会	15:30	帰りの会
16:00	コアタイム終了 随時降園 自由遊び	16:00	コアタイム終了 随時降園 自由遊び
18:30	閉園（11 時間）	18:30	閉園（11 時間）※延長保育なし
18:31	延長保育開始		
19:30	延長保育終了*19:01以降は要相談		

(6) 年間行事計画

月	行 事
4月	月例避難訓練等、慣れ保育、進級式
5月	月例避難訓練等、園外活動（3～5歳児：場所未定）
6月	月例避難訓練等、歯科健診、内科健診、運動会（予定）
7月	月例避難訓練等、プール・水遊び、たなばた、農業体験（～8月）
8月	月例避難訓練等、プール・水遊び
9月	大規模防災避難訓練、作品展、保護者個別面談

10月	月例避難訓練等、農業体験、園外活動（3～5歳児：場所未定）
11月	月例避難訓練等、内科健診
12月	月例避難訓練等、クリスマス会、くまのこ会、大掃除、年末休み（12月29～）
1月	年始休み（1月3日まで）、月例避難訓練、お正月遊び
2月	月例避難訓練等、節分
3月	月例避難訓練等、ひな祭り会、卒園式

(6) 給食の提供

自園調理（※離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食については対応できない場合もあります。）

(7) 認可保育所・認可小規模保育との連携

- ・ 健生保育園（名古屋市認可）：緑区神沢 2-1408 健生
- ・ くまのこ園（名古屋市認可）：天白区高島 1-180
- ・ 健生キッズベア（企業主導型保育）：緑区神沢 3-114

連携施設でもある健生保育園との交流を活発に行います。定期的に健生ナーサリーの園児と保育士が交流に出向き、健生保育園等の園児と共に活動しながら多くを学びます。また逆に、健生保育士等の園児も健生ナーサリーに保育士と共に向かい交流いたします。多くのお友達との相互交流を通して健やかな成長をサポートいたします。また、健生くまのこ園、健生キッズベアの児童と合同英語学習や運動等の活発な連携・交流を行っております。

【連携内容】

- ・ 園児交流（交流保育）
- ・ 保育の質の向上支援および業務等アドバイス
- ・ 管理栄養士による給食等アドバイス支援（献立等共有）
- ・ 保育士のヘルプサポート
- ・ 代替保育士（非常勤）相互支援
- ・ 各種合同訓練
- ・ その他

(8) 各種研修について

各種研修は、自治体主催および関係各所の研修、法人研修、自園研修、キャリアアップ研修等、計画的に参加・受講することに努める。主な研修は下記の通り。

研修名	回数・日にち	ねらい内容（すべて仮題です）	対象者
中堅前期研修	1回/年 8～9月 オンライン	自己の保育を振り返り、さらなる保育内容の充実に向けて基礎理論や技術及び専門的知識を学び、保育への意欲を高める。人権感覚を磨き、保育所等職員としての資質向上を図る。 『保育内容・指導計画』『保健衛生』 専門②『障害児保育Ⅰ（基礎）』	保育士・看護師

事業計画書（保育園用）

		専門③『人権保育』	
子育て支援員 (地域型保育) 研修	4回/年 1. 5/21～ 2. 7/17～ 3. 10/9～ 4. 1/8～ 講習5日間 見学実習2日 間 心肺蘇生法半日	地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、地域型保育事業等に従事する事を希望するための物に対し、必要となる知識や記号の修得するための全国共通の研修を実施する	無資格の保育従事者
現任研修	2回/年 1. 5/18 6/22 8/31 2. 9/28 11/30 12/21	子育て支援員研修修了者を対象に、必要となる基礎分野から専門分野にわたる知識・技術の習得を目的とし、資質の向上を図る。	子育て支援員研修を修了した保育従事者
リスクマネジメント 研修	1回/年 10～11月 オンライン	保育所等における危機管理について学ぶ。 『子どもの事故・怪我』	施設長、保育士
専門研修	7回/年 1. 7～8月 2. 8～9月 3. 8～9月 4. 9～10月 5. 10～11月 6. 11～12月 7. 12～1月	専門職として多面的に教育・保育を考えるための情報と知識を学ぶ。 1. 『アレルギー』 2. 『障害児保育Ⅰ（基礎）』 3. 『人権保育』 4. 『造形』 5. 『障害児保育Ⅱ』 6. 『乳幼児期の発達と遊び』 7. 『保護者支援』	施設全職員
看護保健職研修	1回/年 11～12月 オンライン	保育所等における看護保健について学び、専門性の向上を図る。	園長・看護師
(財) 児童育成協会委託の各種研修	未定	施設長研修、子育て支援員研修、安全研修、その他	設置者、管理者、施設長、保育士、保育従事者、その他
その他、自治体、社会福祉協議会、その他団体等の各種研修	都度申込	各種キャリアパス研修、新人研修、初任者研修、中堅研修、管理者研修、救急救命研修、AED研修、障がい児等支援研修、その他	設置者、管理者、施設長、保育士、保育従事者、その他

(9) その他の事業の実施状況

• 障がい児等保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

• 延長保育

(ア) 保育標準時間認定：やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で延長保育を提供する。

(イ) 保育短時間認定：やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時00分まで及び16時00分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

第10章 利用料金等

- (1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）
当園が定める利用料をお支払いいただきます。
- (2) 延長保育にかかる費用
延長保育を利用された場合は、当園が定める利用料をお支払いいただきます。
- (3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額
※ 便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

主な費用は下記の通り、詳細な料金表は入園説明時等に配布する料金表を参照。

区 分	項 目	負 担 額
入園時に要する費用	入園用品（0歳～5歳）	6,000円～15,000円程度
便宜に要する費用	主食費（3歳児以上）	月額1,000円
	副食（3歳児以上）	月額4,500円 ※日割225円/日
	教材費	年額3,500～5,000円程度
	行事への参加費用	年額50円～1,000円程度
	特別行事費	年額50円～1,000円程度
	講師費（運動指導講師・英語講師）	月額2,500円（0歳児除く）
	オムツ廃棄費 （オムツ使用の児童のみ徴収）	0歳児 750円/月 1歳児以上 250円/月
	タオルケット、毛布・おねしょシーツ貸出費・洗濯費	1,500円/月
購読書（学年に応じて）	400円～450円/月	
特定負担額	必要があれば設定する。 （設定の場合は保護者全員の同意必須）	実費
特定負担額② *障がい児等利用者で加配職員を必要とする場合	障がい児等加配職員費用 加配指導員等配置費用 （マンツーマンの加配が必要な時間帯のみ）	加配時間×1,200～1,500円/時給

特定負担額③	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者等負担金 (年額) 一般	260 円/年
--------	--	---------

※ その他、追加費用が発生することがあります。

※ 受領の際には領収書を発行します。

《物品料金表》

制服等	料金	備考
スモック	1,980 円 [税込]	全員
スモック (ノースリーブ)	1,980 円 [税込]	
体操服	2,310 円 [税込]	3 歳児以上で購入予定
体操パンツ	1,540 円 [税込]	
入園時の購入学用品	料金	備考
のり	150 円～176 円 [税込]	全員
クレヨン (16 色)	740 円 [税込]	全員
カラー帽子	1,540 円 [税込]	全員
防災頭巾	2,200 円 [税込]	全員
自由画帳	968 円 [税込]	全員
B4 ファイル	167 円 [税込]	全員
粘土	370 円 [税込]	1 歳児以上
粘土ケース	420 円 [税込]	1 歳児以上
粘土板	650 円 [税込]	1 歳児以上
名札	150 円 [税込]	3 歳児以上
はさみ (キャップ付き)	500 円 [税込]	3 歳児以上
色鉛筆	1,100 円 [税込]	4 歳以上
その他	実費	対象者のみ

※ 上記価格は変動がある場合もございますので、ご承知ください。

※ 購入品および実費徴収が必要な場合は、事前に品目・料金等については文書等にて通知いたします。

教材費・特別行事費	料金	備考
-----------	----	----

教材費	実費 ご家庭にて教材を購入いただきますので、園での教材費は必要最小限の徴収とさせていただきます。	教材購入が必要な場合は品目・料金等については文書等にて事前通知いたします。
特別行事費	各 50 円～1,000 円（主に交通費・レンタカー等）	園外活動交通費・農業体験クリスマス会・食育等
課外学習費用等	実費（交通費、施設使用料等）	必要に応じて実費徴収

※ 購入品および実費徴収が必要な場合は、事前に品目・料金等については文書等にて通知いたします。

第 1 1 章 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定の失効および園の利用条件を満たさない場合。
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 章 緊急時の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	かみさわクリニック（小児科）
医師名	鈴木 眞砂
所在地	名古屋市緑区神沢 1-2007
電話番号	052-877-6647

医療機関の名称	いわみ歯科クリニック
医師名	岩味 潤
所在地	名古屋市緑区神沢 2-421-1
電話番号	052-875-0418

(2) 任意賠償保険等への加入

当事業所では、常時・平常時を問わず、園童の保護には十分な注意を以ってあたりますが、不慮の事故の場合に備えて「総合賠償責任保険」に加入しており、園内外での万一の重大な事故について保障範囲内で賠償を受けることができます。加入保険：東京海上日動 施設賠償責任保険、超ビジネス保険

※注）登園中の園児の病気・けが、地震・火災等への対応については親権者及び送迎者の責任において対処することとなっております。（園は責任を負わない事とする。）

保険内容 対人・対物共通 1事故1億円 1名あたり1億円

取扱代理店：株式会社東海 21（名古屋市天白区天白町野並笹原1533-25）

◇東京海上日動火災保険株式会社

保険種類		保険目的	補償内容	
火災保険		名古屋市緑区神沢2丁目 1409番地	建物火災	8400万円
			建物地震	2520万円
賠償責任保険	施設賠償	名古屋市緑区神沢2丁目 1409番地	対人・対物共通	1名 1億円
				1事故 1億円
			免責	10万円
	生産物賠償	弁当（給食）	対人	1名 1億円
				1事故 3億円
				保険期間中 3億円
対物（保管物）		1事故 500万円		
		保険期間中 500万円		
傷害保険	園児全員	死亡・後遺症	1000万円	
		入院	1000円	
		通院	3000円	

【独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入】

企業主導型保育事業所健生ナーサリーに在学する児童（生徒）の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、学校長に提出してください。また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によります。

詳しくは Web にてご確認ください。[独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度](#)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に関する費用の額の4/10 (そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)。
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃による疾病 ・負傷による疾病	ただし、高額療養費の対象となる場合は自己負担額(所得区分により限度額が異なる)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000万円～82万円 (通学中の災害は2,000万円～44万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害は1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害は1,500万円)
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 (通学中の災害も同額)

第13章 非常災害対策

暴風警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・開園中に発令は、事業所長（管理者）の判断によりお迎えをお願いします。（状況に応じて、できるだけ早くお迎えにきてください。） ・開園時間外の発令は、午前6時現在発令されており、継続が予想される場合は、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため登園を見合わせてください。 ・保育時間中に解除された場合は、施設の保全状態を確認の上、受託すること。なお、警報解除時の保育の再開については、園内の安全確認に要する時間、職員の参集に要する時間を考慮して、2時間以内に再開をする。 <p>*ただし、園児の安全が保証されない場合は臨時休園となる場合があります。</p>
高齢者避難開始 避難指示（緊急） 特別警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間中に発令された場合は、解除されるまで休園とし、保護者にお迎えを依頼する。園児は、引き取りが完了するまで保育。必要に応じて、園児と共に避難所へ避難する。（最終避難場所：神沢中学校） ・保育時間外に発令された場合は、解除されるまで休園とする。
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

非常災害用備蓄

・当事業所は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

第14章 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第15章 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第16章 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 保育責任者および法人担当者・役員 苦情受付担当者 保育責任者
名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター (第3者窓口)	名古屋市北区清水四丁目17番1号 電 話 052-910-7976 FAX 052-910-7977 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第17章 その他留意していただきたいこと**(1) 入園後の退園処分について**

入園後、園の規程・規則等を順守できなかった場合、園の風紀を乱す行為、当園の名誉を傷つける等の行為、利用児童および保護者の行為・行動が園の運営に支障をきたす場合、体調や疾病・疾患等で園生活の継続ができないと園が判断した場合、その他園が通園生活の継続が好ましくないと判断した場合など退園と判断されるケース等に該当した場合は、名古屋市と協議の上、退園していただく場合があります

(2) 保育園における与薬について

- ① お子さんの薬は、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期すため「[与薬連絡票](#)」に必要事項を記載していただき、薬に添付して保育園に手渡していただきます。
- ② 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
- ③ 保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
- ④ 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。
なお使用に当たっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。
- ⑤ 初めて使用する座薬については対応できません。

- ⑥ 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら...」「発作が起こったら...」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
- ⑦ 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生労働省)によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
- ⑧ 持参する薬について
- (ア) 医師が処方した薬には必ず「与薬連絡票」を添付してください。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 - (イ) 使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください
 - (ウ) 袋や容器にお子さんの名前を記載してください。
 - (エ) 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
[投薬に関する連絡票ダウンロード](#)はホームページから入手可能です。

(3) 個人情報保護に関する

(有)健生メディカルコーポレーション及び健生キッズベア、以下「当社」は、個人情報保護に関する取り組み方針として、次のとおり、個人情報の保護の宣言を公表いたします。

1. 関係法令等の遵守

当社は、「個人情報保護に関する法律」等に基づく、個人情報保護の基本方針及び管理規定を設定し、全職員に周知しました。更に、継続的に個人情報保護の研修等を実施することにしました。

2. 利用目的

当社は、関係者の同意を得た場合及び関係法令等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的以外の個人情報を使用しないことにします。

3. 安全管理措置

当社は、個人情報を正確かつ最新の内容になるように努めながら、個人情報の漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。

4. 継続改善

当社は、個人情報の適切な取り扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めて参ります。

5. 開示等の請求手続き

当社は、保有する個人データに関し、関係者から開示、訂正、利用の停止等のお申し出があった場合に、関係のご本人であることを確認させていただき、適切かつ、迅速な回答に努めてまいります。

第18章 各種処遇改善等加算・キャリアパスについて（各種処遇改善加算等）

企業主導型保育事業における実施要綱及び助成要領、処遇改善等加算の留意事項に定める要件を遵守し対象職員へ処遇改善加算およびキャリアパス等を実施する。また、保育士等処遇改善臨時加算（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）実施

- ※ 企業主導型保育事業費補助金実施要綱（別紙2）（別紙3）、その他関係通知等
- ※ 対象外の職員については、法人独自の処遇改善・キャリアパス等により対応する。

第19章 資金計画(運営)について

保育園運営のための通常経費は、児童育成協会より給付される運営費および保護者徴収の保育料、その他の収入にて適切に運営を行う。

第20章 職場におけるハラスメントの防止について

職場におけるハラスメントの防止のため（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント、その他）の対策、マニュアル策定し対策を講じる。

※この事業計画書の内容は、2025年4月～現在の情報です。